
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**
項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）において、2022 年 12 月 23 日に閣議決定された「令和 5 年度税制改正の大綱」で示された考え方に基づくグローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正について、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定した。当該対応については、次のとおりとしている。
 - (1) 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討
 - (2) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討
3. 前項(2)については、2023 年 3 月 31 日に実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 44 号」という。）を公表し、当委員会が実務対応報告第 44 号における当面の取扱いの適用を終了するまでの間、税効果会計の適用にあたっては、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととした。また、前項(1)については、今後、検討することとしていた。
4. その後、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）及び同制度適用後の税効果会計の取扱いについて審議を行い、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理及び開示について、実務対応報告公開草案「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の文案、コメント募集の文案及び補足文書（案）についても検討を行った。

本日の検討事項

5. 本日の委員会では、これまでの審議を踏まえ、以下の公表の承認に関するご審議を頂きたい。なお、第513回企業会計基準委員会以降に行った修正は、参考資料としている修正履歴付の資料をご参照いただきたい。
 - (1) 実務対応報告公開草案第●号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(審議事項(2)-2)
 - (2) コメントの募集及び本公開草案の概要(審議事項(2)-3)
 - (3) 補足文書(案)「(仮称)グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて(案)」(審議事項(2)-4)

このうち、(1)が公表議決の対象となる。
6. なお、第88回税効果会計専門委員会(2023年10月24日開催)及び第513回企業会計基準委員会(2023年11月1日開催)で聞かれた意見については、審議事項(2)-5にてお示ししている。
7. 補足文書(案)「(仮称)グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて(案)」の公表については、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が変更されることを前提としている。

以 上